

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 (略) <u>平成 22 年 9 月 27 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 17 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03-制度-00019 沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 17 条 (略)</p> <p><u>(回収義務の終了認定の事由)</u></p> <p><u>第 18 条 約款第 29 条第 1 項に規定する回収義務の終了において、権利の行使の相手方が破産したことその他やむをえない事由とは、次の各号とする。</u></p> <p><u>一 輸出契約等の相手方及び賠償責任を有する者が破産し、清算を行っており又は失そうしていること。ただし、当該手続の結果、配当を受けられる可能性のある場合を除く。</u></p> <p><u>二 回収に係る権利の全てを対象に行われた強制執行が効を奏さなかったこと。</u></p> <p><u>三 やむをえない事情により回収に係る権利の全てが消滅したこと。</u></p> <p><u>四 会社更生その他これに準ずる公的手続において、輸出契約等の相手方及び賠償責任を有する者の財産に対する被保険者への配分割合が定まり、当該配分割合に基づく回収があったこと。ただし、引き続き回収の可能性がある場合を除く。</u></p> <p><u>五 回収業者により回収に係る権利の全てを対象として回収が試みられ(ただし、日本貿易保険の事前の承諾があったものに限る。)、今後更に回収される見込みのないことが明らかになったこと。</u></p> <p><u>六 回収に係る権利の全てを第三者に適正価格で売却する方法により回収をなしたこと(ただし、日本貿易保険の事前の承諾があったものに限る。)</u></p> <p><u>七 既に支出した未回収額に係る回収費用が未回収額を上回っていること又は既に支出した未回収額に係る回収費用と今後支出することが予想される回収費用との合計額</u></p>	

(権利行使等の委任)

第 18 条 被保険者は、日本貿易保険が別の意思表示を行わない限り、保険金請求前に約款第 30 条第 1 項の申込を受けたものとして、原則として保険金請求に合わせて約款第 30 条第 3 項の権利行使等の委任を行うものとする。

(輸出等不能事故に係る換算率)

第 19 条 約款第 3 条第 1 号のてん補危険にあつては、約款第 32 条の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

- 一 輸出又は販売することができなくなった輸出貨物等の代金等の額が外貨建のときは、輸出契約等の締結日における外国為替相場（外国為替相場とは、約款第 32 条第 1 項第 1 号の外国為替相場をいう。以下同じ。）により邦貨に換算する。
- 二 約款第 7 条各号の金額が外貨建のときは、その額が確定した日における外国為替相場により邦貨に換算する。ただし、同条第 1 号又は第 2 号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用した換算率により邦貨に換算する。
- 三 前号において「その額が確定した日」とは、次の日をいう。
 - イ 輸出又は販売することができなかった貨物を処分することにより取得した金額又は取得し得べき金額がある場合において、「取得した金額」若しくは「取得し得べき金額」又は当該貨物の「処分に要すべき費用」については当該貨物の処分契約の締結日、当該貨物の「処分に要した費用」については当該費用を支出又は送金した日
 - ロ 輸出又は販売することができなかった貨物を処分していない場合において、「当該貨物の評価額」について

が未回収額を明らかに上回ると認められること。

八 非常危険を事由とする輸出等不能事故の場合（輸出契約等の相手方等に対し損害賠償請求等の権利行使を行うことができない場合に限る。）。

九 その他今後回収に係る権利について回収可能性が見込まれないこと。

(権利行使等の委任)

第 19 条 被保険者は、日本貿易保険が別の意思表示を行わない限り、保険金請求前に約款第 30 条第 1 項の申込を受けたものとして、原則として保険金請求に合わせて約款第 30 条第 3 項の権利行使等の委任を行うものとする。

(輸出等不能事故に係る換算率)

第 20 条 約款第 3 条第 1 号のてん補危険にあつては、約款第 32 条の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

- 一 輸出又は販売することができなくなった輸出貨物等の代金等の額が外貨建のときは、輸出契約等の締結日における外国為替相場（外国為替相場とは、約款第 32 条第 1 項第 1 号の外国為替相場をいう。以下同じ。）により邦貨に換算する。
- 二 約款第 7 条各号の金額が外貨建のときは、その額が確定した日における外国為替相場により邦貨に換算する。ただし、同条第 1 号又は第 2 号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用した換算率により邦貨に換算する。
- 三 前号において「その額が確定した日」とは、次の日をいう。
 - イ 輸出又は販売することができなかった貨物を処分することにより取得した金額又は取得し得べき金額がある場合において、「取得した金額」若しくは「取得し得べき金額」又は当該貨物の「処分に要すべき費用」については当該貨物の処分契約の締結日、当該貨物の「処分に要した費用」については当該費用を支出又は送金した日
 - ロ 輸出又は販売することができなかった貨物を処分していない場合において、「当該貨物の評価額」について

<p>は、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日 (共通運用規程) 第20条 本規程に規定するもののほか、損失防止軽減義務、回収義務、保険目的の譲渡その他日本貿易保険が定める各保険に共通の事項については、貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00058）において定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成22年10月1日から実施する。</u></p>	<p>は、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日 (共通運用規程) 第21条 本規程に規定するもののほか、損失防止軽減義務、回収義務、保険目的の譲渡その他日本貿易保険が定める各保険に共通の事項については、貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01-制度-00058）において定める。</p>	
---	---	--